

一般社団法人アピアランス・サポート東京 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人アピアランス・サポート東京と称する。

(目的)

第2条 当法人は、がん患者・脱毛症等、科学的治療や疾病等にともなう脱毛その他外見変化に悩む人々の苦痛を軽減するための支援（以下、アピアランス・サポートという）を行うことで、社会貢献を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(1) 病院や美容室などへのアピアランス・サポート相談室の開設と運営

(2) アピアランス・サポートに関する研究と情報提供事業

(3) アピアランス・サポートを行うアドバイザーの育成事業

(4) 会員間の相互扶助、支援、親睦のための事業

(5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都港区高輪3丁目10番28号に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、「一般社団及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。) 第27条に定める経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡したとき、又は解散したとき

(4) 1年以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 会員が次の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第3章 社員総会

(社員総会の招集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は必要に応じて随時招集する。

2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議長)

第11条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の議事録)

第13条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席理事は前項の議事録に記名押印して10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事、代表理事

(役員を選任)

第14条 当法人に次の役員を置く。

(1)理事 3名以上5名以下

(2)監事 2名以内

2 理事のうちから、代表理事1名を置く。

(理事の資格)

第15条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、議決権を行使することができる社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事及び監事の選任の方法)

第16条 当法人の理事及び監事の選任は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(理事及び監事の任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての職務を行う権利義務を有する。

(代表理事、役付理事及びその職務・権限)

第18条 当法人は、理事会の決議により、理事の中から代表理事1名を選定し、その者を会長とする。

2 理事のうちから、副会長1名を、理事会の決議により選定する。

3 当法人は、会長、副会長のほか、専務理事1人及び常任理事1人を置くことができ、理事会の決議により選定する。

4 会長は、当法人を代表し、副会長は会長を補佐する。会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときは、速やかに新たな会長を選定するものとする。

(監事の職務・権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(理事会の招集)

第22条 理事会は、会長が招集する。会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

2 理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対して、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に、この期間を短縮することができる。

(理事会の決議)

第23条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会議事録)

第24条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は前項の議事録に記名押印して10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 基金

(基金の拠出)

第25条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第26条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第27条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第28条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更

する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第31条 当法人は事業報告及び決算については、各事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備えおくとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備えおくものとする。

第8章 定款の変更等

(定款変更)

第32条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議をもって変更することができる。

(解散)

第33条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成30年3月末日までとす

る。

(設立時社員の氏名及び住所)

第35条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都港区高輪3丁目10番28号

設立時社員 村橋哲矢

東京都足立区千住寿町14番13号

設立時社員 金内光信

東京都港区高輪3丁目10番28号

設立時社員 村橋容子

東京都練馬区豊玉上2丁目1番11—1304号

設立時社員 大田文雄

(設立時役員)

第36条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は次のとおりとする。

設立時理事 金内光信、村橋容子

設立時監事 大田文雄

設立時代表理事(会長) 村橋哲矢

(定款に定めのない事項)

第37条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人アピアランス・サポート東京の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年 9月11日

設立時社員 村橋哲矢

設立時社員 金内光信

設立時社員 村橋容子

設立時社員 大田文雄

この写しは原本と相違ありません。

令和2年5月13日
東京都港区高輪3丁目10番28号
一般社団法人アピアランス・サポート東京
代表理事 村橋哲矢